

令和 6 年度
第 1 回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う条例・規則の改正について

令和 6 年 8 月 31 日
新宿区健康部医療保険年金課

【質問事項】マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う条例・規則の改正について

デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が公布され、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証等が廃止となり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとされた。

マイナ保険証の保有者には「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナ保険証を保有していない場合には「資格確認書」を交付する等、新たな国民健康保険制度への対応が求められることから、新宿区国民健康保険条例等の規定整備を行う。なお、令和6年12月2日を施行予定とする。

①新宿区国民健康保険条例

【改正内容】被保険者証に関する規定の整備 等

②新宿区国民健康保険条例施行規則

【改正内容】被保険者証に関する規定の整備

資格情報のお知らせ、資格確認書の様式、申請手続き等の整備 等

③新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則

【改正内容】被保険者証に関する規定の整備